## 歯科検診実施について(お願い)

アダストリア健康保険組合では、生活習慣病対策の一環として、「歯科検診」を実施 しております。

つきましては、下記の「歯科検診実施要領(要綱)」により、当健保組合の歯科検診を 実施してくださいますよう、ご配慮のほどよろしくお願申し上げます。

## 歯科検診実施要領 (要綱)

## ■ 検診対象者

被保険者

■ 検診期間と検診回数

4月1日~翌年3月31日までの1年間に1回

■ 補助額

検診補助として、4,000円を限度に実費を補助。 (検診結果票作成料を含む)

- 検診内容
- 1)検診
- ① 虫歯・歯周疾患・その他口腔疾患の検査・義歯の状態の検査 ② 口腔清掃状態の検査
- 2) 指導
- ① ブラッシング指導 ② 全身疾患と歯科疾患との関連 ③ 齲触・歯周疾患
- 3) 口腔に関する相談
- ① 歯並び・口臭・口腔ケアグッズなど ② その他口腔に関する健康相談
- 検診結果

受診者に検診結果を書面でお渡しください

■ 検診費用の徴収および領収書

検診費用の全額(10割)を徴収し、領収書を受診者名で発行してください

■ 検診から1ヶ月以内に治療を行なう場合

検診から1ヶ月以内に治療を開始する場合、初診料の算定はできません。 再診料となります。検診に引き続き同日に治療を行う場合は、保険適用となりますので

診療費の算定をお願いします。その場合補助金の対象にはなりません。

## ■ その他

検診者から検診内容や検診費用にかかる事項、検診に引続き同日に治療を行う場合 の治療内容等、問合わせを受けた時は、分かりやすい説明をお願いします。

■ 問い合わせ先

アダストリア健康保険組合 TEL(03)6384-1336